

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 6 月 15 日

株式会社西條

代表取締役社長 西條 敬弘

問合せ先：取締役管理本部長 沖 ともえ

TEL：01654-2-3001

URL：https://www.saijo-dp.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、会社の持続的な成長と企業価値を高めるため、株主・顧客・取引先・地域社会をはじめとしたステークホルダーと良好な関係を構築し、適切な協働により、強固な経営基盤を確立することを目指しております。そのため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を重要課題の一つと認識し、経営の健全性、透明性等を高める経営管理体制の構築、公平かつ適時適切な情報開示を行ってまいります。

当社は、取締役会および監査役を設置し、業務執行に対する監督機能の強化及び適切な財務報告を行い、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
西條敬弘	903,000	16.0
有限会社祥北信興	857,000	15.2
西條勝則	770,000	13.7
西條知加子	421,000	7.5
従業員持株会	246,000	4.4
西條明悦	235,900	4.2
西條瑛花	217,000	3.9
西條領真	194,000	3.4
株式会社北洋銀行	160,000	2.8
西條満枝	151,300	2.7

支配株主名	—
-------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

有限会社祥北信興は、当社の代表取締役である西條敬弘の資産管理会社であります。
--

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	8 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との取引を行う際は、一般の取引と同様の適切な条件で行うことを基本方針として、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分審議した上で意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任していません。
社外取締役の人数	—
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

【監査役関係】

監査役会設置の有無	なし
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会計監査人を設置しておりませんが、瑞輝監査法人との間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しており、監査役と監査法人は、随時、監査方針や監査実施状況に関して意見交換を行う体制を取っております。監査法人は年間計画に基づき第三者の立場から当社の監査を行っております。監査役と内部監査担当は、必要に応じ協力して内部監査を実施する体制を取っております。

監査役は、監査役監査の実効性を高めるため、取締役会等への出席をはじめ、監査法人及び内部監査担当と年2回の三様監査を開催し、各自が行った監査実施状況とその結果等の報告を受けるとともに、必要に応じて意見交換を行なっております。

内部監査規程で、内部監査担当者は、必要あるときは監査役の監査業務及び公認会計士監査業務について協力することが定められています。

社外監査役の選任状況	選任しています。
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

社外監査役と会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
遠藤光晴	他の会社の出身者													
野呂聡史	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m. その他

独立役員と会社との関係（2）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
該当事項はありません			

【独立役員関係】

独立役員の人数	0 人
---------	-----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当事項に関する補足説明

—

ストックオプションの付与対象者	該当事項はありません。
-----------------	-------------

該当事項に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当事項に関する補足説明

報酬の総額が 1 億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。 取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役個別の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会で各役員の責任範囲の大きさ、業績及び貢献度等を議論したうえで、その個別の報酬額の決定については西條社長に一任している。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の運営に関して、社外監査役が適切な職務遂行が行えるよう総務部が適宜サポートしております。取締役会の開催に当たっては、取締役・社外監査役に対し、資料の事前配布を行い、重要な議案等に関しては必要に応じて内容説明を行うなど情報提供に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は取締役会設置会社であり、監査役設置会社であります。

a. 取締役会

取締役会は、代表取締役西條敬弘を議長として、道塚進、木曾輝範、西條勝則、鶴巻朋光、安井則彦、沖ともえの計7名で構成されています。

取締役会は、原則として毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時開催を行い、法令・定款に規定される事項及び経営に関する重要事項等に対する意思決定機能、業務執行状況の報告・確認による監督機能を果たしております。

b. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役2名で構成しております。監査役は取締役会に出席して必要に応じて監査役の立場から意見を述べております。また、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、営業実績会議その他の重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めたときは、意見を述べております。

監査役は、実施した監査の内容につき、監査役協議会を開催し、課題認識の共有をおこなっております。また、監査内容の概要につき、定時取締役会に報告を行っております。

監査役は、内部統制に関して、会社の業務が法令・定款に基づいて適正に運用されているかどうかを確認しております。また、内部監査部門および各店舗を統括する営業本部と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的に監査を実施しております。

c. 内部監査

当社の内部監査は、管理本部及び営業本部ごとに直接社長に任命された内部監査担当者3名により実施しております。内部監査担当者は、それぞれ異なる部門に所属しており、クロス監査を実施しております。内部監査規程に基づき、経営の合理化及び諸能率及び不正・過誤の防止等について定期的に監査を実施するほか、代表取締役社長の指示に基づき特命事項の監査も実施しております。内部監査の結果は、代表取締役社長に報告されるとともに、必要に応じて、被監査部門に改善指示を行い、改善状況のモニタリングを実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業内容及び企業規模を考慮し、現場のコーポレート・ガバナンス体制が、適切かつ機動的な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、取締役会、各種会議及び社外監査役の監視

監督機能を十分に発揮することができる体制であると考えております。社外監査役の野呂氏は前職において TOKYO PRO Market への上場に関与しており、また遠藤氏は金融機関の勤務で培われた財務・会計知識を有しており、経営全般の業務執行に関する監督の観点から適切な人材であります。

なお、取締役 7 名中親族である取締役が 2 名（二親等以内ではない）おりますが、他の取締役に
よる牽制が有効に機能しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使において、議案の検討に要する期間を十分に確保するため、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は 8 月決算のため、集中日を回避できる設定が可能であると考えております。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき事項であると考えています。
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部を IR の担当部署として IR 活動を行ってまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、株式取扱規則を定め、株主、従業員等の権利・義務を明確にし、ステークホルダーの利益保護に努めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	店舗において太陽光発電の取組みを進めており、グリーンエネルギーを社会に供給することを意識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を適時に行う方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当していませんので、内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っていません。しかし、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般に関して、整備及び運用体制の構築・向上を目指しております。

また、当社は職務権限規程を定め、これを遵守することで、各部の業務を合理的・効率的に行うとともに特定の組織や担当者に業務や権限が集中することを回避し、適切な牽制が機能するよう配慮しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、当社の正当な企業価値を守るために、「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、当社 の全役員、従業員に周知徹底しております。反社会的勢力による不当要求には一切応じず、被害を防止するために、所轄警察署及び弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

新規の取引先については取引開始前に、既存の継続取引先については原則として年に1回、反社チェックを実施しております。さらに、取引先との間で締結する契約書については、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

V. その他

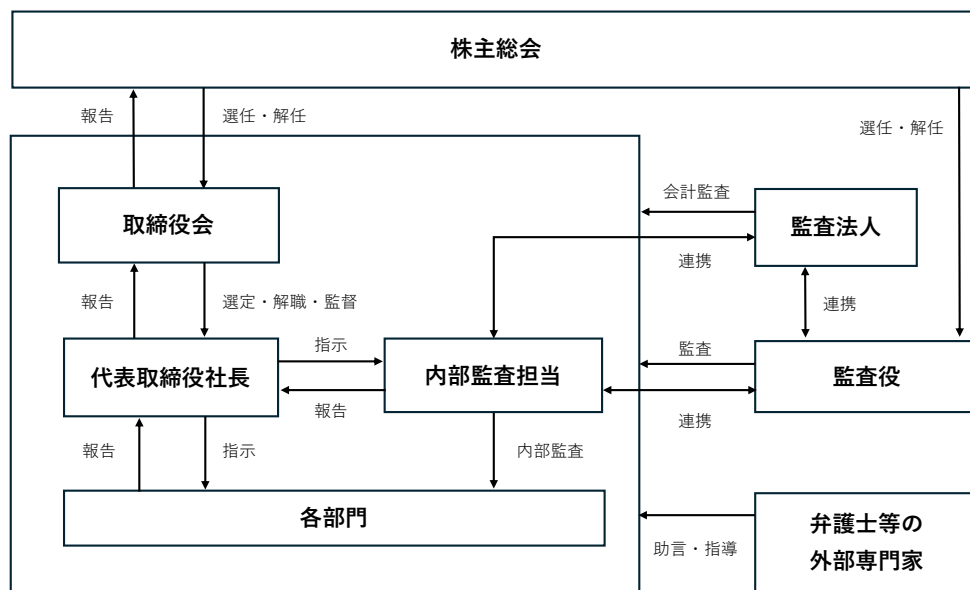
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	該当事項はありません。
---------	-------------

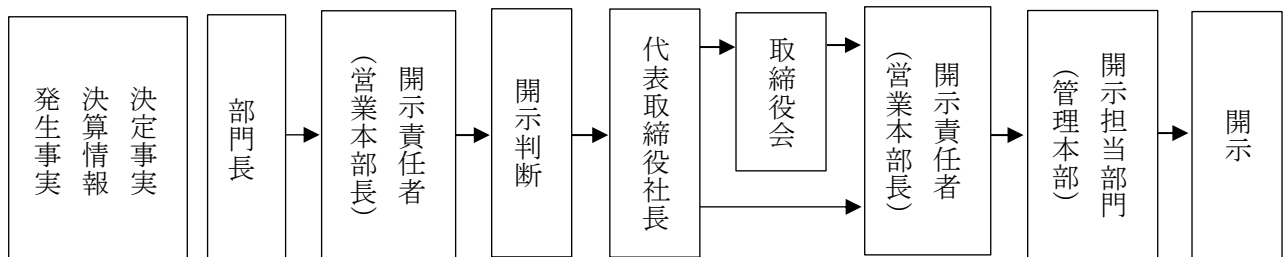
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図は次のとおりであります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上